

1. 東村山市環境審議会

今回の東村山市環境基本計画策定にあたっては、東村山市環境審議会において計画素案についての諮問に対し審議を重ね、最終的に市長への答申を行いました。

(1) 東村山市環境審議会委員（任期：2009年8月7日～2011年8月6日）

選出区分	氏名	役職等
学識経験者（2名）	会長 森川 靖	早稲田大学人間科学部教授
	副会長 三浦 英之 ^{※1}	北山小学校校長
	副会長 小林 一朗 ^{※2}	青葉小学校校長
環境関係審議会（2名）	有川 榮子	緑化審議会
	浅川 英司	廃棄物減量等推進審議会
環境関係活動団体等の推せんする者（3名）	市川 暢男	東村山市緑を守る市民協議会
	加藤 敏子	空堀川に清流を取り戻す会
	肥沼 和夫	農業委員会
事業者（2名）	深山 勝範	東京ガス（株）エネルギー企画部
	後藤 正雄	東京電力（株）立川支社
公募市民（3名）	正路 妙子	
	武村 公平	
	田口 透	

※1 任期：2009年8月7日～2010年3月31日

※2 任期：2010年4月1日～2011年8月6日

(2) 東村山市環境審議会活動履歴

開催日	議 題
2009年10月27日	・東村山市環境基本計画の見直し作業について
2009年11月27日	・策定に際しての市の方針 ・国、都、近隣市の方向性 ・スケジュール等説明
2010年 2月25日	・策定の検討工程と今後のスケジュール ・計画書骨子 ・策定作業の検討事項
2010年 4月22日	・策定の検討工程と今後のスケジュール ・計画の体系 ・計画レイアウトの確認 ・生活環境(大気、水質、土壌、化学物質等)
2010年 7月22日	・生活環境(都市生活型公害) ・生活環境(ごみの減量・資源化、適正処理) ・地球環境(温暖化対策) ・地球環境(省エネルギー・省資源)
2010年 9月30日	・計画の体系 ・地球環境(緑化推進、自然環境) ・地球環境(農地保全・育成) ・地球環境(水辺環境、水循環) ・地球環境(生態系、生物多様性) ・文化的環境(都市景観) ・文化的環境(歴史文化遺産)
2011年1月20日	・パブリックコメント*結果 ・めざす環境像 ・第6章 計画推進体制 ・第7章 点検評価体制

2. パブリックコメントの意見

(1) パブリックコメント概要

パブリックコメントの周知方法	2010年11月1日号の市報、市ホームページによる意見公募
資料閲覧方法	市立5図書館等や市ホームページでの素案閲覧
調査期間	2010年11月8日～同年11月19日
意見者数	4人

(2) 意見一覧

意見の概要（受付順）
<ul style="list-style-type: none">○ 絶滅危惧種の写真は当市に分布する絶滅危惧種の写真にした方が良い。○ 要注意外来生物リストに掲載されている種を肯定的に取り上げたり、外来種と在来種が混在した表現はふさわしくない。○ 施策や市の率先取り組みに、動植物の現況調査の実施、生物多様性地域戦略の策定を盛り込んでほしい。○ 東村山の典型的な里山断面や植生図を入れられると良い。○ 「共通の事項」は重要なことであるので、単独の項目として施策等を整理した方が良い。○ 計画の内容が市がすること、事業者がすること、市民がすること、に分かれて書かれていて、私たちがすべきことが具体的にわかり良い。市民みんなが取り組めるように、勉強会を開催するなどしてほしい。範囲が広いので、まず行うべきこと挙げたほうが意識して取り組めると思う。○ 空気熱利用を再生可能エネルギーに加えてほしい。○ 高効率ヒートポンプ空調機について取り上げてほしい。○ 電気自動車、ハイブリットカーについて取り上げてほしい。○ エアコンのエネルギー消費効率（APF）の高い機器について取り上げてほしい。

※ 意見内容は内容別に整理し、概要としてまとめています。

3. 法令等

(1) 関連する主な法令

分野	法律名
全 般	環境基本法 環境影響評価法
大気・水質・土壌	大気汚染防止法 自動車NOx・PM法 水質汚濁防止法 下水道法 浄化槽法 農用地土壌汚染防止法 土壌汚染対策法
環境汚染物質	化学物質審査規制法 化学物質排出把握管理促進法 毒物及び劇物取締法 ダイオキシン類対策特別措置法 PCB廃棄物特別措置法
騒音・振動・臭気	騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法
廃棄物・資源	循環型社会形成推進基本法 資源有効利用促進法 廃棄物処理法 容器包装リサイクル法 家電リサイクル法 建設資材リサイクル法 食品リサイクル法 自動車リサイクル法
歴史・文化、景観	景観法 文化財保護法
自然、動植物	自然環境保全法 自然再生推進法 生物多様性基本法 種の保存法 鳥獣保護法 動物愛護管理法 外来生物法
エネルギー	省エネルギー法 新エネルギー促進法
地球温暖化・オゾン層保護	京都議定書 地球温暖化対策推進法 オゾン層保護法 フロン回収破壊法
その他	グリーン購入法 環境配慮契約法 環境配慮促進法 環境保全活動・環境教育推進法 労働安全衛生法

(2) 関連する主な条例・指針等

分野	区分	法律名
全 般	東京都	東京都環境基本条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 東京都環境影響評価条例
	東村山市	東村山市環境を守り育むための基本条例
大気・水質・土壌	東京都	東京都下水道条例
	東村山市	東村山市下水道条例
廃棄物・資源	東京都	東京都廃棄物条例
	東村山市	東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 東村山市美住リサイクルショップ条例 東村山市アメニティ基金条例
歴史・文化、景観	東京都	東京都景観条例 東京都文化財保護条例
	東村山市	東村山市文化財保護条例 東村山市ふるさと歴史館条例 東村山市公共物管理条例 東村山市建築協定条例 東村山市景観行政連絡会議設置要綱
自然、動植物、 水循環	東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例 東京都自然公園条例 東京都雨水浸透指針
	東村山市	東村山市緑の保護と育成に関する条例 東村山市緑地保全基金条例
エネルギー	東京都	東京都エネルギー有効利用指針 東京都エネルギー環境計画指針
	東村山市	東村山市住宅用太陽光発電システム設置工事費の補助に関する規則
地球温暖化	東京都	東京都地球温暖化対策指針
その他	東京都	東京都建築物環境配慮指針 東京都化学物質適正管理指針 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例
	東村山市	東村山市路上喫煙等の防止に関する条例 東村山市農産物直売促進事業実施規則 東村山市情報公開条例

【東村山市環境を守り育むための基本条例】

平成 14 年 6 月 25 日公布

平成 14 年条例第 21 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策(第 8 条—第 12 条)

第 3 章 パートナーシップ(協働)の推進(第 13 条—第 18 条)

第 4 章 東村山市環境審議会(第 19 条)

附則

私たちは、先人から受け継いだ豊かな自然の恵みと営みのもとで生命を育んできた。しかし、近年の絶えまざる科学技術の発達により、私たちの生活の利便性を飛躍的に向上させた一方で、エネルギーが大量に消費され、資源の枯渇や自然の浄化能力を超える環境汚染、取り返しのつかない生物種の絶滅など地球の環境が脅かされ、今や私たちの生命や生活の基盤が損なわれるまでに至っている。

私たちの住む東村山市は、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、狭山丘陵を背に空堀川、前川、北川をはじめ野火止用水などの水辺空間を有し、点在する平地林などの豊かな緑は武蔵野の面影を今に色濃くとどめている。

また、下宅部遺跡など縄文の時代から足跡を残し、国宝正福寺地藏堂など数々の文化財は、生活の場としての永い歴史を物語っている。

近年は、武蔵野の美しい風情を残す農村地域から住宅都市として発展し、急速な市街化が進展し、緑地の著しい減少や都市生活型公害なども顕在化している。

私たちは、良好な環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を享受する権利を有している。また、良好な環境は単に自然から与えられるものでなく、すべての市民による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものである。同時に恵み豊かな環境を将来の世代に継承していく責任と義務がある。

私たちは、大気、水、土壌の循環や多様な生物との微妙な均衡のもとに環境を分かちあっている。人と自然とが共生しすべての市民の協働のもとで、環境へ負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を創りあげていくため、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造について基本となる理念を定め、東村山市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「循環型社会」とは、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源エネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分を図る等、社会経済システムにおける物質の循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、酸性雨、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全、回復及び創造は、市民が快適な生活を営む良好な環境を確保しつつ、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全、回復及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、日常生活活動や通常の事業活動に密接にかかわっていることにかんがみ、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、環境の保全、回復及び創造に関する情報の収集及び公開に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減並びに公害防止及び自然環境の適正な保全を図るため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うにあたっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、環境保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに市が実施する環境の保全、回復及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 市民は、環境保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全、回復及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市内施設等の利用者の責務)

第7条 市内の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全、回復及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

(基本的施策)

第8条 市長は、環境の保全、回復及び創造を図るための基本的施策として、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 生活環境に関する施策

- ア 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の公害防止に関すること。
- イ ダイオキシン類等新たな環境汚染物質の弊害防止に関すること。
- ウ 市民生活に伴う騒音、臭気等生活型公害の対策に関すること。
- エ 廃棄物の発生、排出抑制及び適正処理に関すること。

(2) 文化的環境に関する施策

- ア 歴史的、文化的遺産の保全に関すること。
- イ 地域の環境と調和した良好な都市景観の形成に関すること。

(3) 自然環境に関する施策

- ア 良好な自然環境の適正な保全、回復及び創造に関すること。
- イ 緑化の推進及び農地の保護と育成に関すること。
- ウ 動植物の生育環境並びに水循環及び河川等の水辺環境の保全、回復及び創造に関すること。

(4) 地球環境に関する施策

- ア エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進に関すること。
- イ 地球温暖化及び酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に関すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、東村山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定する。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項をもって定めるものとする。

- (1) 環境の保全、回復及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策の方向
- (3) 環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ東村山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価)

第10条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告の作成及び公表)

第 11 条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策実施にあたっての義務)

第 12 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境基本計画等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 パートナーシップ(協働)の推進

(計画等の策定への参加)

第 13 条 市長は、環境基本計画等の策定にあたっては、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働の責務)

第 14 条 市、市民及び事業者は、相互に協力するための自発的な活動を行い、対等の立場で共通する環境保全等に関する施策の推進又は環境問題の解決に努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第 15 条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策を実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等及び将来の環境保全等に寄与する情報を提供し、及びこれを公開するよう努めるものとする。

(環境学習の推進)

第 16 条 市は、市民及び事業者が循環型社会の形成及び環境保全等について理解を深められるよう、家庭、学校、地域及び職場における学習の推進を図るものとする。

(自発的活動の支援)

第 17 条 市は、市民及び事業者又はこれらの者で構成する団体による自発的な環境保全等に関する活動の促進に努めるものとする。

(広域的協力等の推進)

第 18 条 市は、環境の保全、回復及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他地方公共団体との交流及び連携を図り、その推進に努めるものとする。

第 4 章 東村山市環境審議会

(環境審議会)

第 19 条 市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、東村山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境保全等についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境保全等に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次の各号に掲げる者で、市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 市の環境関係審議会委員 2 人以内
- (2) 学識経験者 2 人以内
- (3) 環境関係活動団体等の推せんする者 3 人以内
- (4) 事業者 2 人以内
- (5) 公募市民 3 人以内

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年東村山市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

(3) 環境基準

大気汚染に係る環境基準

【大気汚染に係る環境基準】

二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

- 備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μ m以下のものをいう。
- 3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

【有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準】

ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	シクロロメタン
1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

- 備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

【微小粒子状物質に係る環境基準】

微小粒子状物質
1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。

- 備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

水質汚濁に係る環境基準

【人の健康の保護に関する環境基準】

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

- 備考 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2.「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

【生活環境の保全に関する環境基準】

<河川（湖沼を除く。）>

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

- 備考 1.基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2.農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

- 注) 1.自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2.水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級 : 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3.水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

- // 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- // 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4.工業用水1級 : 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 - // 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - // 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5.環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 種類	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

備考 1.基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

<湖 沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）>

ア

項目 種類	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2、3級水産2級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水産3級工業用水1級農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - // 2、3級 : 沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - // 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - // 3級 : コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級 : 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 - // 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄 に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 // 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 // 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

地下水の水質汚濁に係る環境基準

【人の健康の保護に関する環境基準】

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 備考 1. 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

土壤の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

- 備考 1.カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 2.「検液中に検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3.有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水 底 の 底 質	150pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下

- 備考 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2.大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- 4.大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 5.水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 6.土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

4. 用語集

【あ行】

アイドリングストップ：荷物の積み下ろし、休憩中等に自動車のエンジンを止めること。燃料の節約や二酸化炭素排出の削減を図ることができる。

アスベスト：天然に産出する繊維状の鉱物。耐久性、耐熱性等の性質から、建築材料等として多量に使用されてきたが、吸入するとじん肺、悪性中皮腫の原因となるといわれ、肺がんを起こす可能性もあることから、現在では、原則として製造や使用が禁止されている。

一酸化二窒素 (N₂O)：CO₂の310倍の温室効果を有し、また、オゾン層破壊作用も有する。

移動量：→ PRTR (※ 説明文中参照)

イントラネット：組織内にアクセスを限定したネットワーク。市役所のイントラネットは庁内連絡等に用いられる。

ウォームビズ：暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、過剰な暖房を抑制するための秋冬のビジネススタイルの愛称。

雨水浸透ます：底部に砂利を敷き並べ、屋根などで集めた雨水を地下に浸透させる柵。雨水の流出を抑制するとともに、地下水の涵養などの効果が期待できる。

HFCs：→ ハイドロフルオロカーボン類

エコカー：→ 低公害・低燃費車

エコセメント：都市ごみ焼却灰や下水汚泥を主原料としたセメント。

エコドライブ：加減速の少ない運転やアイドリングストップ等により、燃料の節約に努めた運転のこと。

エコマーク：環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となる。

SF₆：→ 六フッ化硫黄

MSDS：(Material Safety Data Sheet) 化学物質安全性データシートのこと。法で指定された化学物質及びそれらを含有する製品(指定化学物質等)の性状及び取扱いに関する情報を記載したシート。化学物質排出把握管理促進法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法に基づき、指定化学物質等を他の事業者へ譲渡・提供する際には、MSDSの提出が義務付けられている。

オゾン層破壊物質：太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っているオゾン層を破壊する物質の総称。

温室効果ガス：大気中の赤外線を吸収するガスで、地表面の温度を上昇させるため、地球温暖化の要因とされている。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄など。

【か行】

環境基準：健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、数値等で定められる。

典型 7 公害のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められた行政上の目標。

緩衝緑地帯：主として事業者等が事業地の敷地境界付近等に施す植栽帯。道路と建築物等の緩衝帯となるだけでなく、周辺地域の緑化推進につながる。

乾ベース：ごみの組成の分類には、①乾ベース：収集したごみを乾燥させて、水分がない状態にて分類した結果を用いるもの、②湿ベース：収集したごみをそのまま、水分を含む状態にて分類した結果を用いるものがあり、前者の方式によるものを指す。

揮発性有機化合物（VOC）：（Volatile Organic Compounds）揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントの主な原因とされている。

グリーン購入：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

グリーンマーク：紙・紙製品等の原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示す環境ラベルのひとつ。

クールビズ：冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、過剰な冷房を抑制するための夏のビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

健康項目：水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目をいい、重金属類や有機塩素系化合物等が含まれる。全国すべての公共用水域について、一律に適用される。

光化学オキシダント：光化学スモッグの原因となる大気中の酸化性物質の総称。工場や自動車等から大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素が紫外線を受けて反応した結果生じたオゾン等が含まれる。

高効率給湯機器：従来の機器に比べてエネルギー消費量が少なく、家庭等での CO₂ 削減に貢献する給湯機器の総称。燃料電池コージェネレーションシステム、ガス発電給湯器、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器等がある。

高効率照明：現在の白熱灯や蛍光灯を大幅に上回る発光効率を有した照明。高効率 LED 照明、有機 EL 照明等の次世代照明の技術により、エネルギー効率を高め、二酸化炭素の削減に寄与する。

コンポスト：微生物により生ごみを堆肥化するための容器。家庭から出る生ごみの減量に役立つ。

コージェネレーション：発電と同時に排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。設備によってはエネルギー利用効率を最大 80%程度まで高めることが可能。

【さ行】

再生可能エネルギー：有限で枯渇の危険性のある石油・石炭等の化石燃料や原子力と異なり、主に自然エネルギーをエネルギー源として、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものをいうことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電等のリサイクルエネルギーを指す。

里山：「里地」と同意。原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観からも重要な地域とされる。

自然エネルギー：太陽エネルギー、地熱、風力、潮力など自然現象から得られるエネルギー。化石燃料や核エネルギーと異なり、廃棄物による環境汚染の心配のないクリーンエネルギーとされている。

旬産旬消：露地栽培の農産物等を、旬の時期に消費すること。暖房に燃料を使うハウス栽培よりも、生産段階での二酸化炭素排出量が少なく、環境への負荷を減らすことができる。

新エネルギー：石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等。

水素イオン濃度 (pH)：溶液中水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の強さを示す。pH7 が中性で、7 を超えるとアルカリ性、7 未満が酸性となる。水道用水として望ましい水質は、pH6.5～8.5 までの範囲。

生活環境項目：水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目をいう。水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)などについて、各水域の利用目的に応じた水域類型ごとに異なる基準が設定されている。

生産緑地地区：市街化区域内にある農地のみどりを活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、都市環境を形成することを目的として、「生産緑地法」に基づき、都市計画に定める地域地区の一つ。

生物化学的酸素要求量 (BOD)：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。河川の利用目的等に応じて基準となる値が決められている。

【た行】

ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンソフラン、コプラナーPCB の総称。多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。微量でもがんや胎児に奇形を生じさせるような性質を持っている。

多自然型護岸：従来のコンクリートブロックで固めただけの護岸とは異なり、治水上の安全を確保しつつ、生物の良好な育成環境に配慮した護岸。

断熱化：熱を伝えにくい材料（断熱材）を用いて、建築物等の施工を行うこと。建築物の断熱化は冷暖房の効率性向上に寄与し、省エネルギー効果が期待される。

地産地消：地元でとれた生産物を地元で消費すること。物流に伴うエネルギー消費が少なくすむため、環境配慮につながる。

窒素酸化物：窒素の酸化物の総称であり、主に一酸化窒素と二酸化窒素などが含まれる。

中水：上水でも下水でもない第三のカテゴリーの象徴的な表現として「中」水と表現されるリユース、リサイクル水。雨水や厨房排水等の再生処理水であり、水洗トイレ、散水等の用途に用いられる。

低公害・低燃費車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質質量や騒音が大幅に低減され、燃費に優れたソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブリッド自動車などの総称。

デジタルタコメーター：自動車に搭載し、燃費効率のよい走行状態であるかどうか等の運行データを記録する装置。

典型7公害：高度経済成長期に進行した水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下の7つを指す。各種規制や技術革新によって、以前より局地的な極度の悪化は解消されつつあるものの、総じて状況は改善されていない。

【な行】

内分泌かく乱作用：生体の複雑な機能調節のために重要な役割を果たしている、内分泌（系）の働きに影響を与え、生体に障害や有害な影響を引き起こすこと。

二酸化窒素 (NO₂)：物の燃焼時に、空気や燃焼物中の窒素 (N₂) が酸素 (O₂) と結合し、一酸化窒素 (NO) が発生し、これが酸化され二酸化窒素 (NO₂) となる。吸引すると呼吸器に影響を生じ、鼻、のど、胸が痛み、呼吸が困難になることもある。

燃料電池：燃料の酸化による化学エネルギーを電気エネルギーとして取り出す電池。水素と酸素を化学反応させ、直接、電気を発電させる。燃料となる水素は天然ガスやメタノール等から作り、酸素は大気中から取り入れる。発電時に発生する熱も活用することが可能である。

【は行】

バイオマス：再生利用可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいう。木材、海藻、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化、炭化水素を含む植物からの石油成分の抽出などの方法があり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待される。（バイオ＝生物、マス＝量の意から、もとの訳語上は生物量などとされる。）

ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)：塩素を含まずオゾン層を破壊しないことから、代替フロンとして使用量が急増したガス。CO₂の数百から1万数千倍の非常に強力な温室効果を持つ。

パブリックコメント：行政機関などの意志決定過程において広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意志決定を行うための制度。

パートナーシップ：友好的な協力関係のこと。近年、環境問題への対応として、行政、事業者、地域住民などがパートナーシップをとって取り組む動きが広がっている。

パーフルオロカーボン類 (PFCs)：水素も塩素も全く含まない非常に安定したフッ化炭素系化合物。オゾン層は破壊しないが、CO₂の数千倍の非常に強力な温室効果を持つ。

PRTR：(Pollutant Release and Transfer Register) 環境汚染物質排出・移動登録制度。国内では、化学物質把握管理促進法により化学物質排出移動量届出制度として制度化されている。行政・事業者・市民が情報を共有し、化学物質のリスク管理に役立てようとする環境保全の新しい手法であり、

事業者の報告に基づき、行政が化学物質の排出量（大気・水域・土壌等の環境への排出）又は廃棄物・製品等としての移動量（前述の“環境への排出”ではない形で事業者の手元を離れる量の区分）のデータを収集・整理し、公表している。

PFCs：→ パーフルオロカーボン類

微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中の概ね直径 2.5 μm 以下の微小粒子をいい、呼吸時に気管を通り抜けて気管支や肺の奥まで達するため、様々な健康影響が懸念されている。

ヒートアイランド：都市では高密度のエネルギーが消費され、地面はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれる。

PCB：有機化合物の一つで、ポリ塩化ビフェニルの略称。不燃性で、絶縁性にすぐれ、分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されたが、皮膚障害、肝臓障害を引き起こす毒性を持ち、東京湾の海水、海底、母乳からも検出され、汚染が広がっていることが確認されたことにより、昭和 47 年製造中止となり、汚染防止措置がとられた。

浮遊物質（SS）：（Suspended Solid）水中に浮遊している直径 2mm 以下の懸濁物質の量。単位は mg/L で表す。

浮遊粒子状物質（SPM）：大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 マイクロメートル以下のもの。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準を設定。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。

VOC：→ 揮発性有機化合物

フロン類：炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（特定フロン：CFCs、代替フロン：HCFCs、HFCs）の総称。CFCs はオゾン層破壊効果があるため特定フロンとして規制され、HCFCs や HFCs が代替フロンとして普及したが、HCFCs もオゾン層破壊効果があり、HFCs は温室効果があるため、これらも規制や削減の対象とされている。

【ま行】

未活用エネルギー：生活排水や中・下水の熱や工場等の排熱、河川水・海水の熱といった、他のエネルギー源が一旦使用された後、廃棄・放散されている部分等を有効に活用するエネルギー。

水循環：水が海洋から大気を通して陸地に運ばれ、河川等により海洋に戻る、水の一連の循環。

緑のカーテン：窓の外側にゴーヤやヘチマ、朝顔等のつる性の植物を植えてネットにはわせ、葉っぱの茂りによって作る天然のカーテン。夏の暑い日差しを弱め、省エネルギー効果が期待される。

メタン（CH₄）：無色無臭で引火性のある気体で、通常、人の健康は害さない。湿原や湖沼などの自然発生源と天然ガスの漏出や家畜・水田・廃棄物埋立地等の人為的発生源があり、温室効果は二酸化炭素の 21 倍とされる。

【や行】

有機塩素化合物：炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。難分解性、蓄積性、毒性を有する。地下水汚染、食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊など環境破壊、生体影響が表面化し、PCBやトリクロロエチレン等については環境基準が設定され、製造や排出が規制されている。

要請限度：市町村長が指定地域内における道路交通騒音レベル・道路交通振動レベルを低減するため、測定結果に基づいて道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請するための、騒音規制法・振動規制法における判断基準。

溶存酸素量 (DO)：(Dissolved Oxygen) 水中に溶けている酸素量。単位は mg/L で示す。

【ら・わ行】

ライフサイクル：製品の原料採取から廃棄に至るまでの製品の一生のこと。

リサイクルルート：リサイクルを行うための制度・設備面でのフロー。

リターナブル瓶：洗って繰り返し使用（リユース）できる瓶。

リユース：使用して不用になったものを、そのままの形で再び使用することをいう。代表的な事例として、ビール瓶が挙げられる。ビール瓶は、洗浄して何度も再使用できるリターナブル容器である。また、リターナブル容器以外にも、不用になったものをガレージセールやリサイクルショップで販売したり、知人に譲るなど、様々な再使用の方法がある。

緑被率：市街地等一定区域の中で、樹木、草地、農地等の緑に覆われる水平投影面積の比率。緑の総量を把握する方法の一つ。

六フッ化硫黄 (SF₆)：無色の気体で変電所の遮断器など電子工業における絶縁に用いられる。大気中では非常に安定で、寿命が長い。CO₂の 23,900 倍という非常に強力な温室効果を有する。

主な市関連資料の出典

東村山市ホームページ (<http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/>)

東村山市勢要覧 (2000年1月)

東村山市の統計

東村山市第4次総合計画 (2011年度～2020年度)

東村山市みどりの基本計画 (2011年3月)

東村山市一般廃棄物処理基本計画 (2011年3月)

東村山市農業振興計画 (2011年3月)

東村山市都市計画マスタープラン (2000-2020)

(その他の出典資料名は本文中に示しています。)